

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 10 月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500396号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500072号

第1 結論

昭和53年4月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和58年3月まで

夫が会社を退職したため、昭和53年4月頃にA町役場(現在は、B市C総合支所)で夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。私が国民年金保険料を3か月ごとに納付した。しかし、請求期間に係る夫の保険料は納付されているが、私の保険料は未納となっているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年4月頃に国民年金の加入手続を夫と一緒にA町役場で行い、請求期間に係る国民年金保険料を3か月ごとに納付したと主張しているものの、A町が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿の備考欄に「58.4.14加入届」と記載されており、請求者が加入手続をした時に交付されたとしている年金手帳に記載されている住所は、請求者が加入手続を行ったとしている昭和53年4月頃の住所ではなく、昭和58年4月の住所と一致することが戸籍の附票により確認できる。

また、請求者及び請求者の夫の国民年金記号番号は、それぞれの同記号番号前後の任意加入者の被保険者資格取得時期から、請求者の同記号番号は昭和58年4月に、請求者の夫の同記号番号は昭和53年5月にA町で払い出されたことが推認できる。

さらに、請求者から国民年金の加入届が提出され、国民年金記号番号が払い出されたと推認される昭和58年4月において、請求者は、請求期間のうち、昭和53年4月から昭和55年12月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することはできず、昭和56年1月から昭和58年3月までの期間に係る保険料は遡って納付することは可能であったが、当該期間に係る保険料の具体的な納付方法等について請求者から回答は得られなかった。

加えて、請求者は、今までに交付された年金手帳は上述の1冊のみとしており、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500446号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500146号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和58年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和58年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年6月30日から同年7月1日まで

請求期間において、A社本社から同社B支店に所属が変更になったときの厚生年金保険の被保険者記録が1か月間未加入となっている。両事業所には正社員として継続勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者が提出したA社発行の「証明書」及び同社の回答により、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し(A社から同社B支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、A社から提出された社会保険台帳及び同社の回答により、昭和58年7月1日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和58年5月の厚生年金保険の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、社会保険事務所(当時)に請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失日を誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。